第一種動物取扱業の登録手続き（更新）

申請 ※1 ⇒ 書類審査 ⇒ 施設の検査 ⇒ 更新 ※2 ⇒ 標識の掲示

※1 登録申請手数料は業種毎に15,000円必要です。（有効期間：5年以内）
申請は当センター窓口で受け付けています。申請前に必ず当所へご連絡ください。

※2 基準に合致しない場合は更新できません。

＜手続きの時期＞
有効期限が切れる２か月前から

＜申請方法（提出書類）＞（書類は正本とその写しの１通ずつ必要です。）

□ １ 第一種動物取扱業登録更新申請書（様式第４） ＊複数業種申請の場合は、種別ごとに作成

□ 販売業・貸出業にあっては「第一種動物取扱業の実施の方法」も提出（様式第１別記）

□ 犬や猫の繁殖・販売を行うにあっては「犬猫等健康安全計画」も提出（様式第１別記２）

□ ２ 登記事項証明書、役員の氏名及び住所（申請者が法人の場合）

□ ３ 申請者（法人の場合、役員を含む）及び動物取扱責任者が法第12条第1項第１号から第7号の２までに該当しないことを示す書類（参考様式第１）

□ ４ 動物取扱責任者の資格要件を満たす書類（※ウの場合、エ又はオも併せて提出）
ア 獣医師免許証
イ 愛玩動物看護師免許証
ウ 動物取扱業実務従事証明書or取り扱う動物の1年間の飼養経験を証明する書類
エ 営もうとする業種に係る知識及び技術について、1年間以上教育する学校等を卒業したことを証明する書類
オ 公平性と専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする業種に係る知識及び技術を習得していることを証明する書類

□ ５ 飼養施設の平面図（飼養施設を有する場合）

□ ６ ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬・猫の飼養又は保管を行う場合）

□ ７ 付近の見取図

□ ８ 事業所及び飼養施設の土地及び建物について、事業の実施に必要な権原を有することを示す書類

□ ９ 申請手数料（業種ごと） １５，０００円
・窓口で現金でのお支払いとなります

＊2,4,5,6,7について、登録時と変更がない場合は省略可能。

提出先

広島県動物愛護センター（〒729-0415 三原市本郷町上北方字用倉山11352番）

☎0848-60-8511 日・月・祝日を除く 火曜日～土曜日 8:30～17:15